

高等学校等就学支援金の申請に係る注意事項

1 申請について

申請書（紙）による申請の場合のみ、添付する書類によって以下のとおり使用する様式が異なります。

① マイナンバーを提出する場合： 様式第1号（その1）

② 課税証明書等を提出する場合： 様式第1号（その2）

2 申請で記入する住所（課税地）について

令和6年(2024年)1月1日現在住民票に記載されている住所としてください。

（それ以降に転居している場合はご注意ください）

3 税情報の確認書類について

次のうちどちらか一方を提出してください。

(1) 個人番号（マイナンバー）・・・個人番号カード（写し）等貼り付け台紙で提出

(2) 令和6年度課税証明書（原本）・・・市町村役場発行（1通数百円発行手数料がかかります）

【注意】※別紙 高等学校等就学支援金にかかる課税証明書（補足） を併せて発行してもらう必要がある場合があります。

（必要となる場合）

「課税所得額（課税標準額）」「調整控除の額（市町村民税相当分）」が課税証明書に記載されていない場合（北茨城市、筑西市は必要となります。記載があるかどうか、予め市町村役場の方に確認を取るようにしてください。）

4 その他注意事項

(1) 申請書の申請日の記入忘れにご注意願います。

(2) 申請書は裏面もあります。

特に【3. 確認事項】の☒（チェック）の記入漏れに注意ください。

(3) 生年月日の記入の際、生年は次のとおりとしてください。

・申請書： 「西暦」で記載（例：2009年）

・個人番号カード（写）等貼付台帳： 「和暦」で記載（例：平成21年）

(4) 次の場合は、新入生の健康保険証（国民健康保険、社会保険等）が必要となります。

（必要となる場合）

・税情報の確認書類を提出する際、「主たる生計維持者」のものを提出する場合（新入生の親権者の書類を提出しない場合）

※主たる生計維持者 = 生徒の生計を維持している親権者以外の者

(5) 提出する際は、P4「高等学校等就学支援金に係る申請関係書類提出用封筒」を角2封筒（A4の書類が折らずに入る封筒）に貼り付けて厳封して入学式当日（4月8日）に担任の先生に渡してください。

【問い合わせ先】

茨城県立緑岡高等学校

事務室 小林

TEL 029-241-0311

高等学校等就学支援金制度

支給対象者は申請することにより、授業料負担が実質

0円

となります

1 高等学校等就学支援金制度は・・・

- ◆県立学校に在籍する高校生の **約85%** が受給しています。(返済不要です。)
- ◆国の支援金を授業料に充てます。(生徒・保護者が直接受取るものではありません。)

授業料(年額)
全日制: 118,800円
定時制: 32,400円

<単位制>
1単位あたり
定時制: 1,620円
通信制: 180円

2 対象となる世帯は・・・

- ◆保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が 304,200円未満 の世帯の方
(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額
 - ・原則として親権者(両親)の額で判定します。(同居する世帯員全員ではありません。)
 - ・親権者が1名の場合はその親権者1名で、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者等の額で判定します。
 - ・生活保護世帯の場合は、保護者等のマイナンバーによる情報照会又は生活保護受給証明書で判定します。

3 申請手続きは・・・

次の手続きが必要になります。

提出(申請)期限: 令和7年4月8日(入学式)

1 申請意向登録及び申請情報の入力 (オンラインで申請する場合)

オンライン申請は、インターネット環境から行います。

◆スマホの場合
QRコード



◆PCの場合

→ URL: <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

オンライン申請の
ガイドはこちら



※オンラインで申請できない場合

2 申請意向及び申請情報の紙提出 (1の手続きが不可能で紙申請する場合)

学校から配布されるチェックシート及び申請書に、次の①～③のいずれかの書類を添付して提出。

- ①マイナンバーカード等の写しを提出(県で税額を確認します。)
・マイナンバーカード等は、「個人番号カード(写)等貼付台紙」で提出します。

個人番号を使用して税額を確認できなかった場合は、市町村役場等で申告し、併せて(非)課税証明書を取得し、提出していただきます。

- ②令和6年度課税証明書の原本を提出(市町村役場発行)
※調整控除の額を証明する補足様式が必要となる場合があります。

- ③生活保護受給証明書(福祉事務所発行)

【注意事項】

◆税の未申告

以下のような場合は申請に必要な情報が取得できない可能性があります。税の申告は事前におこなってください。

<例>

- ・自営業で確定申告をしていない
- ・年末調整等で配偶者控除を受けていない者の分の確定申告をしていない



父が年末調整等で配偶者控除を受けないと、所得がない母の非課税(0円)が確定しない。

◆課税地登録誤り

2024.1.2以降に住民票を移した方は注意!

申請に必要なのは税情報がある2024.1.1時点の課税地です。現住所ではありません。以下の場合は水戸市を課税地として登録してください。

<例>

2024.1.1(課税地) → 水戸市
2025.4.1(現住所) → ひたちなか市

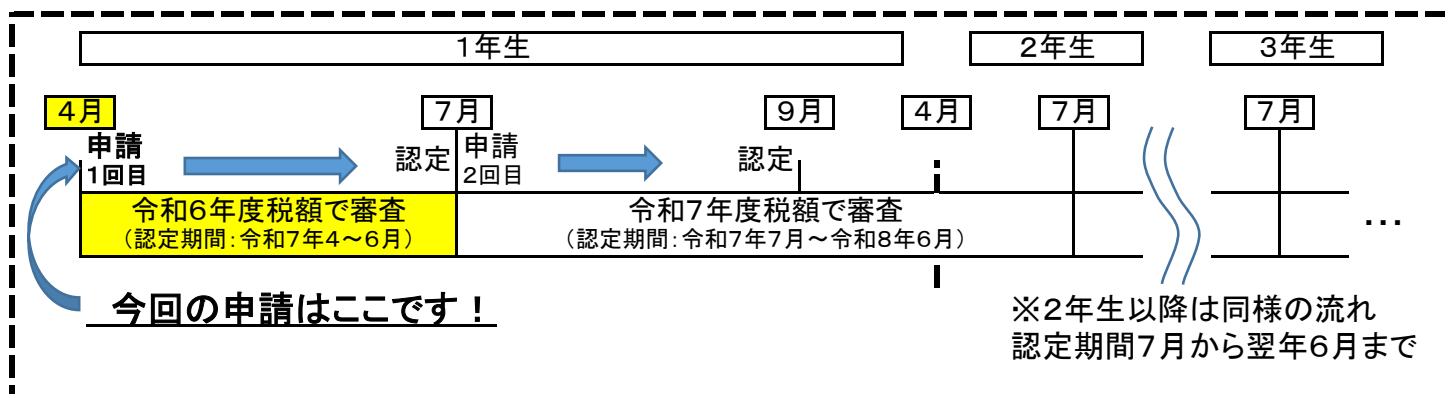
2024.1.1の課税地と現住所が違う場合、誤って現住所を登録すると、税情報が無く税額確認ができません。

4 申請のスケジュールは・・・

◆1年次は原則として2回提出(申請)します。(2年次以降は年1回です。)

申請回数	申請期間	認定時期 ※	審査対象税額	対象(認定)期間
申請1回目	4月	6月末頃	令和6年度 R5.1.1～12.31までの所得にかかる税額	令和7年4～6月
申請2回目	7月	9月末頃	令和7年度 R6.1.1～12.31までの所得にかかる税額	令和7年7月～ 令和8年6月

※ 税の未申告、課税地登録誤り等による税額不明が生じると、上記の認定時期より遅れる場合があります。



5 過去に高等学校等に在籍したことがある生徒は・・・

◆ 高等学校を卒業又は終了した方、高等学校に在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えている方は申請できません。

6 支給対象者でも申請をしないと・・・ (期限までに税の申告をしない場合も含む)

◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになりますので、ご注意願います。

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えず、同様に授業料を納入していただくことになります。

7 他の支援制度は・・・

支援制度名	支援制度内容・対象者	申請・認定時期	支給額＜例＞ 状況により変わります
奨学のための給付金	・授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品等、修学旅行費) ・住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯	手続きについては、別途案内いたします。 ※新入生は一部を、前倒して給付する制度あり	全日・定時制 1子:131,500円 2子:143,700円 通信制・専攻科 50,500円 生活保護受給世帯 32,300円
学び直し支援金	・高等学校等を中途退学した後、再び公立高等学校で学び直す者への経済的負担の軽減(24か月(全日制は12か月)限度)	申請: 支援金支給終了後 認定: 申請後速やかに	全日制: 月額9,900円 定時制: 月額2,700円 通信制: 月額 520円 国の支援金を授業料に充てます(生徒・保護者が直接受取るものではありません)。
家計急変への支援	・高等学校等就学支援金の対象外(所得超過)の者について、保護者等の負傷疾病により勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由の失業などの家計急変により収入が激減した世帯の授業料を支援	申請: 家計急変後速やかに 認定: 事実発生日から3ヶ月経過後	

◆ご不明な点がございましたら、事務室までご連絡願います。

高等学校等就学支援金に係る申請関係書類提出用封筒

受検番号	氏 名
	ふりがな

◆入学式当日に教室で担任が回収しますので、生徒さんに持たせてください。
(保護者→生徒→担任)

提出書類

◆提出する書類(オンライン申請をした方は提出の必要はありません)

● 高等学校等就学支援金申請意思確認書類

① 申請意思確認及び提出書類チェックシート

● 申請書

② 受給資格認定申請書

● 保護者等の住民税課税額確認書類

生徒の就学に要する経費を負担する者の住民税課税額を確認します。

個人番号(マイナンバー)を提出

しません

します

③ 個人番号カード(写)等貼付台紙

・個人番号カード(写)等貼付台紙に人数分のり付けして提出してください。
・「個人番号が記載された住民票」又は「住民票記載事項証明書」を提出する場合は、当該貼付台紙に貼付けず、一緒に提出してください。(切り貼りしないでください。)

③、④のうちどちらかを選択

④ 住民税(非)課税証明書<原本>

もしくは

生活保護受給証明書 2024年1月1日現在で生活扶助を受給している場合

※市町村役場等で発行

※課税証明書に調整控除の額の記載がない場合、
「補足様式」も併せて提出してください。

● 該当者のみ上記①～④に併せて提出してください。

⑤ 生計を維持する者の扶養誓約書等の写し

保護者(親権者)以外の者が生徒の就学に要する経費を負担する場合は提出
※親権者及び未成年後見人の方の提出は不要です。

◆学校使用欄

受領日

2025 年 月 日

茨城県立緑岡高等学校事務室
電話 029-241-0311

申請意思確認 及び 提出書類チェックシート

提出日 4月8日
(入学式当日)

※オンライン申請できない方のみ提出

受検番号	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
			- -

<記入上のお願ひ>

- ・別紙の「記入例」を参照の上、確認番号に沿って記入してください。
- ・保護者等による代筆も可能です。

確認1 申請意思確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？ ※申請=新たに高等学校等就学支援金を希望する

(下のいずれかの ☐ に ☒ を入れてください。)

☐

申請します。

☐

申請しません。

確認2 提出書類チェック

書類提出の必要数は、次のア～エにより異なります。

- ア 親権者2名(両親)の場合は、2名分
- イ 親権者が1名の場合は、その1名分
- ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分
- エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

①「申請意思確認及び提出書類

チェックシート(本書)」

記入はここまでです。本書を提出してください。

⇒授業料を納入する必要があります

下記の①～⑥のうち、提出する書類をチェックしてください。

① ☐ 「申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)」→全員提出してください

② ☐ 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

③ ☐ 「個人番号カード等(写)貼付台紙」

④ ☐ 「令和6年度 住民税(非)課税証明書」<原本>

●所得確認に関する提出書類

- ③または④のどちらか1つを提出してください。
- 個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑
- 個人番号(マイナンバー)以外の場合は、④を☑

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となる場合があります。

※令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

○その他の提出書類 ※該当する場合には、①～④と合わせて提出してください。

<上記 エ 主たる生計維持者の場合> ※扶養の確認のため、提出が①～④の他、⑤の提出が必要となります。

⑤ ☐ 「生計を維持する者の扶養誓約書等の写し」

<令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯>

⑥ ☐ 「生活保護受給証明書」<原本>

※⑥を提出する場合、上記 ③ または ④ の所得確認に関する書類は不要です。
※生活扶助以外(医療扶助、教育扶助等)のみ受給している場合は、⑥ではなく
③または④を提出してください。

確認3 その他の確認事項

- ◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れた場合や、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになりますので、ご注意願います。

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えないため、同様に授業料を納入していただくことになります。

- ◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。(認定されれば、申請月から支給可)

- ◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄	受理日
-------	-----

◆マイナンバー提出用◆

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。								
①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合						
②	☐	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）						
		<table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	☐	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	☐	イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
		☐	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
☐	イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等						
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）						
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合						
⑤	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）						
		<table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	☐	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	☐	イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
		☐	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
☐	イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等						
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等						
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。								
⑦	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合						

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
☐ 生活扶助を受けている。		☐ 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- ☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

記入例・表面

◆マイナンバー提出用◆

☑を入れてください。（入学して新規で申請する場合はこちらを☑）

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）既
に
関
連（注意！）確認の上、**両方**の口には✓印を必ず付けてください。

✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

保護者等の収入の状況

印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にはレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	し え ん		た ろ う	
生徒の氏名	姓	支 援	名	太 郎

生徒の生年月日	平成 〇 年 12 月 14 日	住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒 310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇	
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000	日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス	0000@XXX.jp	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立〇〇高等学校 〇〇制 〇〇科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	記入しないでください。	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 〇〇制〇〇科
	茨城県立〇〇高等学校			
②過去に別の高等学校等に在学していた	学校名	過去に在籍した学校がある場合は記入してください。	平成〇年4月1日 ～平成△年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科
	△△県立△△高等学校	過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。		

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例・裏面

申請又は届出時点に
個人番号が記載された
までのいずれかの□にレ

チェックボックスの該当箇所**に必ず**✓印を
入れてください。

ードの写し
いては次のとおりです。(次の①からの

(1) 次の保護者等の

①	☒	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う れかの□にレ印を付けてください)
	☐	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有している場合
	☐	イ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、 親権者が存在するものの、 家庭の事情 によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写 し等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人 (未成年後見人が複数選任されてい 財産に関する権限のみを行使すべき
		未成年後見人が選任されている場合は、その 人数を記入してください。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者 に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けて いない場合
	☐	イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しませんが、

⑦	☐	親権者 個人番号
		・2名分の個人番号カード(写)等(マイナンバー)を添付する場合は、2名とも記入してください。 ・この欄に記載した方の個人番号カード(写)等を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼付

個人番号
す。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受け
ている場合は、下の□にレ印を付けてください。

氏名 (ふりがな) しえん いちろう	生徒との続柄
支援 一郎	父
生年月日	(西暦) 1974年 1月 1日
☐	生活扶助を受けている。

氏名 (ふりがな) しえん はなこ	生徒との続柄
支援 花子	母
生年月日	(西暦) 1975年 1月 1日
☐	生活扶助を受けている。

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

茨城 都道 府県	水戸 市区 町村
☐	日本国内に住所を有していない場合

茨城 都道 府県	水戸 市区 町村
☐	日本国内に住所を有していない場合

※ 収入の修正申告や
除額の変更や離婚
ありますので、必ず
令和6年1月1日時点での住民登録地(課税地)を記入してください。
◆記載された市町村にマイナンバーで税額照会を実施します。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学 校設置者に委任することを了承します。
-------------------------------------	--

確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

日(学校において記入。)

◆課税証明書等提出用◆

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。 学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- （2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例・表面

◆課税証明書等提出用◆

☒を入れてください。(入学して新規で申請する場合はこちらを☑)

令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

□ 収入状況届出書（2回目以降）

既に

に関する

(注意！) 確認の上、**西方**の□に**✓**印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

者等の収入の状況

を付けてください。)

で、~~×~~の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	しえん		たろう	
生徒の氏名	姓	支 援	名	太 郎

生徒の生年月日	平成 0 年 12 月 14 日	住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒 310 - △△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町 0 - 0	
保護者等の電話番号	090 - ×××× - 0000	日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス	0000 @ ×××. j p	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立〇〇高等学校 〇〇制 〇〇科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

記入しないでください。	学校名	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
①現在通っている高等学校等の在学期間	茨城県立〇〇高等学校	平成〇年4月1日 ～平成△年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	高等学校 〇〇制〇〇科
②過去に別の高等学校等に在学していた	学校名 △△県立△△高等学校	過去に在籍した学校がある場合は記入してください。	学校の種類・課程・学科
過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。			高等学校 △△制△△科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☒ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) ☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点
(次の①から⑧までのレ印を)

チェックボックスの該当箇所に必ず✓印を入れてください。

書等については次のとおりです。

(2) - 1 次の保護者等

① ☒ 親権者(両親)2名分

生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(親権者が、一時的に親権を行う場合、
□にレ印を付けてください。)

家庭の事情とはDV、養育放棄、音信不通等を意味します。
その他の場合は学校までご相談ください。

② ☐

☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者
や加算支給の区分に影響がない場合

☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ ☐

未成年後見人 ☐ 名分

親権者が存在せず、未成年後見人
(未成年後見人が複数選任されている場合は財産に関する権限のみを行使する)

未成年後見人が選任されている場合は、その
人数を記入してください。

人である場合又
きます。)

④ ☐

生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する
者に変更がない場合

⑤ ☐

主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課
されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課
されていない場合

☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥ ☐

生徒本人

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している
場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ ☐

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場
合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ ☐

親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住して
いない場合

・2名分の課税証明書を添付する場合は、2名とも記入してください。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
支援 一郎	父	支援 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除
額の変更や離婚、養育費の決定による保護者等の所得額の変更となる場合があります。
確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校
設置者に委任することを了承します。学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金等（※）認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

「個人番号カードの写し」を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、生徒氏名、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	茨城県立●●高等学校																						
	種類・課程・学科等	全日制 普通科																						
保護者等①	ふりがな																							
	氏名																							
	受検番号	番																						
保護者等②	個人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <貼付欄> 「個人番号カード」(裏面)の 写しを貼付 個人番号が記載されている 面を上にして貼り付けてくだ ※次の①②に該当する方は個人番号カードの代わりに「通知カード」の写しを貼付しても差し支えありません。 ①通知カードの記載事項(番号・氏名等)に変更がない方 ②令和2年5月25日以前に通知カードの記載事項に関する変更について変更手続きが済んでいる方 通知カード 個人番号 0123 4567 8901 氏名 番号花子 住所 ○○県●●市△△町◇丁目◇番地 平成10年 3月31日生 性別 女 発行 平成27年10月NN日 ●●市役所																						
	氏名																							
	生年月日																							
昭和 平成	____年 ____月 ____日 税の申告（確定申告・年末調整）はお済みですか？ 未申告（税額不明）の場合、認定することができません。																							
備考																								

注) 個人番号カード 又は 通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

※ 提出いただきました個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく高等学校等就学支援金事務の他、茨城県の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例における「奨学のための給付金」、「学び直し支援金」の申請者に対する認定等事務において使用します。

注) 個人番号提出者で、DV・虐待等被害を受け、加害者の元から避難中の方は、別途事務室へご相談願います。

学校受付日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

記入例

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金等（※）認定申請のため、保護者等の個人番号を2名分提出します。

「個人番号カードの写し」を・貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数・生徒氏名、個人番号、氏名・生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	茨城県立●●高等学校
	種類・課程・学科等	全日制 普通科
	ログインID	◆学校使用欄
	ふりがな	しゅうがく たろう
	氏名	就学 太郎
	受検番号	1 番

◆太枠の箇所を記入してください。

個人番号

一致させてください。

<貼付欄>

1234 - 5678 - 9012

氏名

就学 一郎

生年月日

昭和
平成

55年 1月 1日

個人番号

一致させてください。

<貼付欄>

2345 - 6789 - 0123

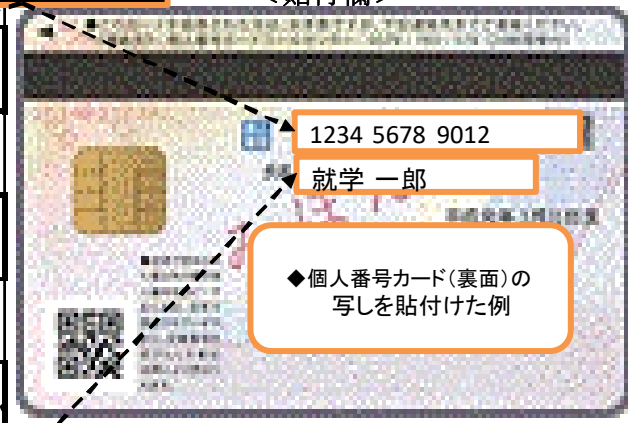
氏名

就学 花子

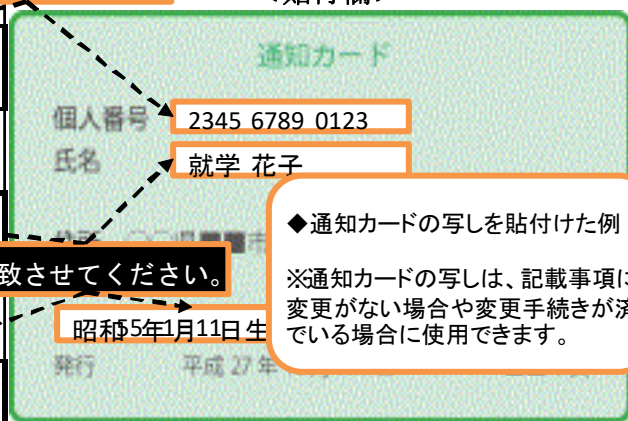
生年月日

昭和
平成

55年 1月 11日



◆個人番号カード(裏面)の写しを貼付けた例



◆通知カードの写しを貼付けた例

※通知カードの写しは、記載事項に変更がない場合や変更手続きが済んでいる場合に使用できます。

◆親権者2人（父母）の場合は、保護者等②も記載して下さい。

マイナンバーを提出する場合、両親（親権者）分必要になります。

※配偶者の一方が控除対象配偶者（年収103万円以下）であって

◆提出前に確認してください。

原則として、個人番号カード等貼付（提出）者は、申請書に記載（オンライン申請の場合は申請情報登録）した保護

注）個人番号提出者で、

学校受付日 令和 年 月 日

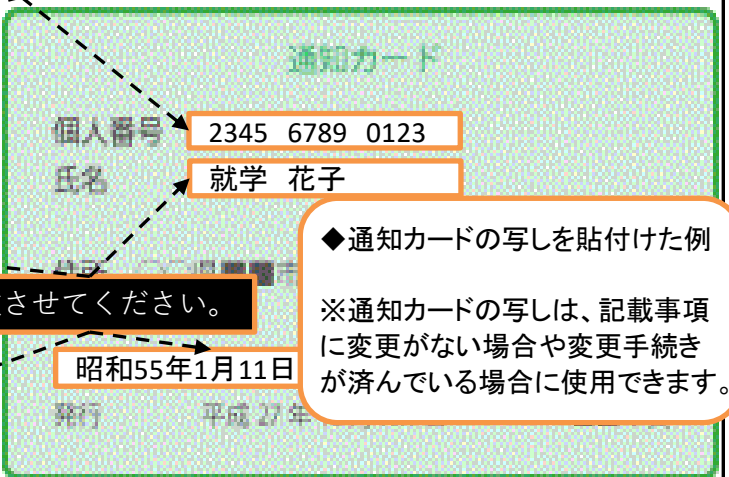
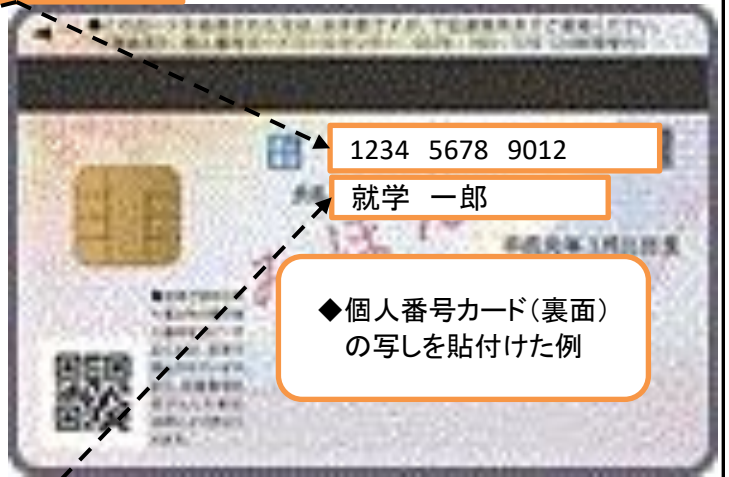
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金等（※）認定申請のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

「個人番号カードの写し」を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、生徒氏名、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	茨城県立●●高等学校	
	種類・課程・学科等	全日制 普通科	
生徒	ログインID	◆学校使用欄	
	ふりがな	しゅうかく たろう	
	氏名	就学 太郎	
	受検番号	1 番	
保護者等①	個人番号	一致させてください。 <貼付欄>	
		1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2	
	氏名	就学 一郎	
	生年月日	昭和 55 年 1 月 1 日	
		平成	
保護者等②	個人番号	一致させてください。 <貼付欄>	
		2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3	
	氏名	就学 花子	
	生年月日	昭和 55 年 1 月 11 日	
		平成	
備考	◆申請書・エントリーシートと一緒に提出してください		



注) 個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

※ 提出いただきました個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく高等学校等就学支援金事務の他、茨城県の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例における「奨学のための給付金」、「学び直し支援金」の申請者に対する認定等事務において使用します。

注) 個人番号提出者で、DV・虐待等被害を受け、加害者の元から避難中の方は、別途事務室へご相談願います。

学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

殿

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

____年度（____年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16 歳未満扶養者数 _____ 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印※省略可

茨城 太郎 殿

(氏名)

記載例

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

令和5年度（令和4年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 1,500,000 円
- 合計所得金額 5,000,000 円
- 総所得金額等 3,800,000 円
- 扶養親族の合計 2 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16歳未満扶養者数 1 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 1,500 円
※市町村民税相当分

日付 令和6年 3 月 27 日

市区町村名 〇〇市

担当部局課名 △△課

公印※省略可